

中華人民共和国再生可能エネルギー法

(2005年2月28日第10期全国人民代表大会常務委員会大14回會議通過)

目次

第一章	総則	1
第二章	資源調査と発展計画	2
第三章	産業指導と技術支援	2
第四章	普及と応用	3
第五章	価格管理と費用分担	4
第六章	経済的奨励と監督措置	5
第七章	罰則	5
第八章	附則	6

第一章 総則

第1条 この法律は、再生可能エネルギーの開発と利用の促進、エネルギー供給の増加、エネルギーミックスの改善、エネルギー安全保障、環境保全、そして経済社会の持続可能な発展に資することを目的とする。

第2条 この法律において「再生可能エネルギー」とは、風力、太陽エネルギー、水力、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー等、非化石エネルギーをいう。

この法律が適用となる水力発電は、国務院エネルギー主管部門が定め、国務院に申請し、承認を得たものに限る。

低効率なかまどを用いた藁、薪、排泄物の直接燃焼にはこの法律は適応されない。

第3条 この法律は、中華人民共和国領域と管轄海域において適用される。

第4条 国は、再生可能エネルギーの開発と利用を、エネルギー発展の優先分野に取り上げ、再生可能エネルギー開発と利用の総量目標とそれに対する措置を制定することにより、再生可能エネルギー市場の設立と発展を促進する。

国はあらゆる所有形態の経済主体が再生エネルギーの開発と利用に参加することを奨励し、再生可能エネルギー開発者および利用者の合法的な利益を法的に保護する。

第5条 国務院のエネルギー主管部門は、全国における再生エネルギーの開発と利用の実施を統一管理する。国務院の関係部門は、それぞれの管轄範囲において再生可能エ

エネルギーの開発利用を管理する責任を負う。

県レベル以上の地方政府のエネルギー管理部門は、管轄行政地域における再生可能エネルギーの開発利用を管理する責任を負う。県レベル以上の地方政府の関係部門は、それぞれの管轄範囲において再生可能エネルギーの開発利用を管理する責任を負う。

第二章 資源調査と発展計画

第6条 国務院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギー資源調査を組織し、これを調整する。国務院の関連部門と共に資源調査の技術規範を制定する。

国務院の関連部門は、それぞれの管轄範囲において再生可能エネルギー資源を調査する責任を負い、調査結果は国務院のエネルギー主管部門に報告され取り纏められる。

再生可能エネルギー資源の調査結果は公表されなければならない。但し、国の規定により機密とされた内容を除く。

第7条 国務院のエネルギー主管部門は、全国のエネルギー需要と再生可能エネルギー資源の実況に基づいて、全国の再生可能エネルギーの開発利用の中長期総量目標を制定し、国務院に報告し、その承認後、実施および告示する。

前項の規定の総量目標および省、自治区、直轄市の行政地区の経済発展と再生可能エネルギー資源の実況に基づいて、国務院のエネルギー主管部門は省市自治区レベルの地方政府と共に、各行政地区の再生可能エネルギー開発利用中長期目標を定め、これを告示する。

第8条 国務院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発利用の中長期総量目標に基づいて、国務院の関連部門と共に、全国の再生可能エネルギー開発利用計画を制定し、国務院に報告し、その承認後、実施する。

省市自治区レベルの地方政府のエネルギー管理部門はその関連部門と共に、管轄行政地区の再生可能エネルギー開発利用中長期目標に基づいて、各行政地区の再生可能エネルギー開発利用計画を制定し、各地方政府に報告し、その承認後、実施する。

承認後の計画は公表されなければならない。但し、国の規定により機密とされた内容を除く。

承認後の計画に変更が必要な場合は、本来の承認機関の承認を要する。

第9条 再生可能エネルギー開発利用計画の策定の際には、関連機関、専門家、公衆の意見を募り、科学的な論証を行わなければならない。

第三章 産業指導と技術支援

第10条 国務院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギー開発利用計画に基づいて、再生可能エネルギー産業発展指導目録を制定し、これを告示する。

第11条 再生可能エネルギー電力の系統連系技術の全国基準と、その他全国的に技術の統一を要する再生可能エネルギー関連技術・製品の国家基準とについては、国務院の標準化行政主管部門が制定し告示する。

前項で規定された国家基準のうち技術規定がまだ規定されていないものに対しては、国務院の関連部門はその関連業種の基準を制定し、国務院の標準化行政主管部門に報告し承認を得る。

第12条 国は、再生可能エネルギー開発利用の科学技術研究と産業化発展を、科学技術発展と先端産業発展の優先分野に取り上げ、国家科学技術発展計画と先端技術発展計画に組み込む。再生可能エネルギー開発利用科学技術研究、モデル応用と産業化発展、再生可能エネルギー開発利用技術向上の促進、再生可能エネルギー製品の生産コスト削減と品質の向上については、資金支援を与える。

国務院の教育行政部門は、再生可能エネルギーの知識と技術を普通教育と専門教育課程に取り入れる。

第四章 普及と応用

第13条 国は、再生可能エネルギーの系統連系型発電を奨励し支持する。

再生可能エネルギーの系統連系型発電プロジェクトの建設については、この法律および国務院の規定に基づき行政許可を得るかまたは届出をしなければならない。

行政許可を得なければならない再生可能エネルギーの系統連系型発電プロジェクトの建設の際、同一プロジェクトの許可に申請人が多数いる場合には、選定は入札の方法をとらなければならない。

第14条 法律に基づき行政許可を取得または届出をした再生可能エネルギー発電事業者に対し、送電系統事業者は、系統連系の調整を約束し、その送電系統の担当地域内において再生可能エネルギー利用の系統連系発電プロジェクトから連系した電力の全てを購入し、再生可能エネルギー発電のために連系サービスを提供しなければならない。

第15条 国は、既存の送電網が整備されていない地域に、生産と生活に電力を提供するために、再生可能エネルギーを利用した独立型電力システムの建設を助成する。

第16条 国は、バイオマス燃料のクリーン化および効率化とエネルギー作物の発展を奨励する。

都市のガスおよび熱パイプライン網へ連系する技術基準に適ったバイオマスを利用したガスと熱については、ガスおよび熱のパイプライン網事業者は連系することを引き受けなければならない。

国は、バイオ液体燃料の生産と利用を奨励する。石油販売事業者は、国務院のエネルギー主管部門あるいは省レベルの地方政府の規定に従い、国家技術基準に適ったバイオ液体燃料を燃料販売システムに受入れなければならない。

第17条 国は、企業および私人に対し、温水システム、冷暖房システム、パッシブソーラーハウス等の太陽エネルギーを利用した装置の設置と使用を奨励する。

國務院の建設行政主管部門は國務院の関連部門と共に、太陽エネルギー利用システムと建築物に対する技術経済政策と技術基準を制定する。

不動産開発業者は、前項の技術基準に従って、建築物の設計・建設において、太陽エネルギー利用のために必要な条件を提供する。

建設済みの建築物については、建物の質と安全に影響を与えない前提の下、技術基準と製品基準に適った太陽エネルギー利用システムを設置することができる。但し、当事者間で別途約定がある場合を除く。

第18条 国は、農村地域の再生可能エネルギー開発利用を奨励し支持する。

県レベル以上の地方政府のエネルギー管理部門は関連部門と共に、地元経済社会の発展、生態系保全、総合衛生管理の需要等の実情に応じて、農村地区の再生可能エネルギー発展計画を制定する。メタンガスなどバイオマスエネルギー、家庭用太陽エネルギー、小型風力、小型水力などの技術で、その土地の事情に適したものを推進する。

県レベル以上の地方政府は、農村地域における再生可能エネルギー総合的利用のプロジェクトに対して財政支援をする。

第五章 価格管理と費用分担

第19条 再生可能エネルギー発電プロジェクトの連系の際の電力価格（原文は「入網電格」）については、國務院の価格主管部門が、再生可能エネルギー技術の種類と地域のそれぞれの実情に応じて、再生可能エネルギー開発利用促進と経済合理的原則に基づいて確定する。再生可能エネルギー開発利用技術の発展状況に応じて適時調整する。この電力価格は告示される。

この法律の代13条第3項に規定に基づいて入札された再生可能エネルギー発電プロジェクトの連系の際の電力価格については、入札時に確定した価格とする。但し、前項に規定で確定された価格は、同類の再生可能エネルギー発電プロジェクトの連系電力価格の水準以上にはならない。

第20条 送電系統事業者は、この法律の第19条の規定により確定された連系時電力価格をもって、再生可能エネルギー電力を買い上げることにより発生する費用は、通常のエネルギーを使用して発電された電力の連系時電力価格の平均と発生した費用の差額を、小売電力価格に上乗せすることにより分担する。

具体的な措置については、國務院の価格主管部門が制定する。

第21条 送電系統事業者は、再生可能エネルギー電力の買い上げのために発生した合理的な送電網への連系の費用およびその他の関連費用を、送電系統事業者の送電原価に含め、販売価格から回収することができる。

第22条 国家が投資あるいは助成して建設した公共の再生可能エネルギー独立型電力システムの小売電力価格は、同地域の各カテゴリーの小売電力価格と同一とする。合理的な運営および管理費用で小売電力価格を超過する分については、この法律の20条の規定される方法により分担される。

第23条 都市部パイプライン網への連系する際の再生可能エネルギー利用の熱およびガス価格は、再生可能エネルギー開発利用促進と経済的合理性に照らし、価格管理権限に基づいて確定する。

第六章 經濟的獎勵と監督措置

第24条 國務院の財務部は、再生可能エネルギー発展のために特別基金を設け、次に掲げる活動を支持する。

1. 再生可能エネルギー開発利用の科学技術研究、基準制定、およびモデルプロジェクト
2. 農村、畜産地域における生活用再生可能エネルギー利用プロジェクト
3. 遠隔地、島における再生可能エネルギー利用の独立型電力系統建設
4. 再生可能エネルギー資源実地調査、評価、および情報システムの建設
5. 再生可能エネルギー開発利用設備生産の国内化

第25条 再生可能エネルギー産業発展指導目録中で、貸付条件に合う再生エネルギー開発利用プロジェクトに対しては、金融機関は政府の利子補給付の優遇貸付を提供することができる。

第26条 国は、再生可能エネルギー産業発展指導目録中のプロジェクトに対して、税制上優遇する。具体的な措置については、國務院が規定する。

第27条 発電事業者は、再生可能エネルギーに関する資料を、事実に基づき完全に記載し、それを保管し、電力監督機関の検査と監督を受けなければならない。
電力監督機関は検査の際、規定される手続に従って遂行し、商業秘密その他の守秘義務を守らなければならない。

第七章 罰則

第28条 國務院のエネルギー主管部門と県レベル以上の地方政府機関のエネルギー部門その他関連部門が、再生可能エネルギー開発利用の監督任務において、この法律の規定に反して、次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、当該レベルの地方政府または上位機関の関連部門は、違反行為を正させるよう命じ、行為者およびその他の直接の責任者は、法律に基づき行政処分に科する。刑事上の行為の場合は、刑事責任を追及する。

1. この法律に基づく行政許可を与えなかった場合
2. 違法行為を発見したにもかかわらず捜査を行わなかった場合
3. その他、この法律に基づく監督管理任務に違反する行為を行った場合

第29条 この法律の第14条の規定に反して、送電系統事業者が再生可能エネルギー電力の全額の購入を拒否し、再生可能エネルギー発電事業者に経済的損失をもたらした場合、送電系統事業者は賠償責任を負う。国家電力監督機関は、期限を定めて、違反行為を正させるよう命じなければならない。送電系統事業者が違反行為を正すことを拒否した場合は、再生可能エネルギー発電事業者の経済損失額と同額以下の罰金に処する。

第30条 この法律の第16条第2項の規定に反して、ガス・熱パイプライン網事業者が技術基準に適ったガス・熱をパイプライン網へ連系させず、ガス・熱生産事業者に経済的損失をもたらした場合、パイプライン網事業者は賠償責任を負う。省レベルの地方政府のエネルギー監督部門は、期限を定めて、違反行為を正させるよう命じなければならない。パイプライン網事業者が違反行為を正すことを拒否した場合は、ガス・熱生産事業者の経済損失額と同額以下の罰金に処する。

第31条 この法律の第16条第3項の規定に反して、石油販売業者が国家基準にあったバイオ液体燃料を燃料販売システムに受入れず、バイオ液体燃料生産事業者に経済的損失をもたらした場合、石油販売業者は賠償責任を負う。国務院のエネルギー主管部門もしくは省レベルの地方政府のエネルギー監督部門は、期限を定めて、違反行為を正させるよう命じなければならない。石油販売業者が違反行為を正すことを拒否した場合は、バイオ液体燃料生産事業者の経済損失額と同額以下の罰金に処する。

第八章 附則

第49条 この法律において、次に掲げる用語の意味は以下の通りとする。

1. バイオマスエネルギーとは、自然界の植物、排泄物ならびに都市と農村の有機廃棄物を転化したエネルギーをいう。
2. 再生可能エネルギー独立型電力系統とは、送電網に接続せず単独で運行する再生可能エネルギー電力システムをいう。
3. エネルギー作物とは、専門栽培によるエネルギーの原料なる草木と木本植物をいう。
4. バイオ液体燃料とは、バイオマスを利用したメチルアルコール、アルコールおよびバイオディーゼルオイル等の液体燃料をいう。

第50条 この法律は、2006年1月1日から施行する。